

様式（第8条関係）

審議結果

次の審議会等下記のとおり開催した。

審議会等の名称	第35回 益田市行財政改革審議会
開催日時	令和元年10月10日（木） 15:00～17:00
開催場所	益田市役所 分館3階 B会議室
出席者及び欠席者	○出席者 [審議会委員] 西村延剛委員・藤井幸子委員・大久保稔委員・岩本誠委員・戸佐間恵子委員・齋藤陽亮委員 [事務局] 政策企画局長 島田博・政策企画課長 志田原渉・行革推進室長 岩井加恵・主任 野坂洋佑 ○欠席者 光延忠彦委員・宮田淳久委員・佐々木真理子委員・田中文仁委員
議題	(1) 益田市使用料・手数料に関する基本方針（案）について (2) 益田市第三セクター取扱方針（案）について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	1名
問合せ先	政策企画局政策企画課行革推進室 電話：0856-31-0121

審議経過

1. 開会
2. あいさつ <副会長>西村委員
3. 第34回益田市行財政改革審議会の結果報告について【資料1】
前回審議会の結果報告と補足事項の説明をする。 ・1点目、益田市行財政改革実施計画の進捗状況にかかる評価。前回は13項目中残る5項目を評価し全項目の評価を終えた。資料は、平成29年度と比較した内容となっており、現在会期中である9月議会においても同様の資料を用いて報告をした。併せて、全庁的に周知するとともに確実な実施を呼びかけた。また、評点の低い項目、委員指摘のあった項目は見直しの検討をしている。本日議題に挙げている。後ほど詳しく説明する。 ・2点目、第34回審議会における未報告事項である(株)ひきみの決算状況について報告する。平成31年度3月末時点、当期純損失12,027,319円である。

4. 議題

◆議題の審議の進め方について事務局より説明

本日は議題を3件挙げている。

前回審議会において諮問している使用料・手数料の基本方針、第三セクター取扱方針の2件、行財政改革実施計画の改訂案1件の計3件となる。

それぞれについて、まずは事務局から説明を行ったのち、委員の皆様からご意見をいただきたい。各議題審議の都度、事務局でご意見をまとめ、次に進める。議題ごとに30分程度時間を設けている。限られた時間ではあるがご審議のほどよろしくお願ひしたい。

(1) 益田市使用料・手数料に関する基本方針(案)について【資料2-1、資料2-2】

事務局	限られた時間のため、資料2-2に沿って、ポイントを絞ったうえでそれぞれについてご意見をいただき、最後にまとめたい。 「1 使用料及び手数料の設定における基本方針」の「設定における基本的な考え方((2)のア~ウ)」について、項目1、前回資料配付後ご覧いただいた中でお気づきの点があるか。
委員	算定方法の明確化をすることになっているが、手数料ごとにそれに掛かるコスト、人件費等を明示したうえで算定するということか。
事務局	そうである。
委員	他にご意見ないようであれば次に進める。
事務局	続いて、「適用除外」((5)のア~ウ)について、基本方針に基づく設定に馴染まないものとして適用除外としている。基本的には国・県で金額設定のルールがあるもの、行政財産使用料として定められているもの、また、長期的な管理運営・経営計画の中で定めており、個別に検討するもの、例えばごみ処理手数料など、別の審議会で審議されるものは適用除外としているがこの整理としてよいか。
委員	(ア)の部分について、国・県で定められているものとは具体的にどのようなものか。
事務局	手数料に関しては、国において基準省令を定めている。建築基準法に定められている建築物の確認申請に対する審査手数料など、これに準じて市が手数料を定める場合などをいう。
委員	他にご意見ないようであれば次に進める。
事務局	1点補足説明となるが、適用区分、令和2年4月1日以降というスケジュールについて、適用時期を1年間後ろ倒し、令和3年4月1日にすることを検討している。まずは市内でのルールの浸透をはかったうえで完全施行を目指したい。
委員	他にご意見ないようであれば次に進める。
事務局	「2 使用料・手数料の設定手順」「使用料の設定」((1)本文)基準額設定方式に問題はないか。金額の算定の仕方についてルール化したものとなるが、この算出式でよいか。各項目については後ろで説明がされているため、ご意見が出しにくい点かと思うがご意見をいただきたい。
委員	算出式について、受益者負担割合はどのように算出するか。
事務局	(1)のウに記載のあるとおり、市場性、選択性に着目した4区分設定をしている。今回伺いたいのは、原価と負担割合の基準を掛け合わせたもので使用料を設定して良いかという点になる。

委員	使用料原価はどのように求めるのか。
事務局	(1) ア・イで説明しているとおりの人件費、物件費、維持管理費、減価償却費、その他事業の実施においてかかっている経費を積み上げたものが原価となる。
委員	具体的な例があればわかりやすいのだが、3年ごとに見直すのであれば、人件費は前年度のもので見直すのか。基本的には1年分の原価を1日当たり、時間当たりいくらかで原価を出すということか。特別に発生したイレギュラーなものがあった場合それも算定に含むのか
事務局	イレギュラーなものは内容にもよるが、極端なものは算定すべきではないと考える。
委員	そうなるとバラバラとなるがそれは次の見直しまでの期間ということか。
事務局	そうである。
委員	これまでの使用料はそのように算定されてきたのか。算定方法を明確にすればかなり格差が出るのではないか。
事務局	算定根拠があるものとないものとが混在している。実際積み上げると今現在設定している使用料よりも本来なら高いというパターンのもが多い。近辺他市と比較という要素が加わっているが、そこから人件費、物件費が本来年度を追って変動するものだが検証できていないというのが実情。職員のコスト意識の観点や算定すべきものは算定するという必要のため全てにおいてこれを基準に見直しすることと、昔よりコストが下がっているものもあるため現状に即したものの洗い出しが必要と考えている。
委員	1つ気になるのは、変更となるものが多いと差が出てくるのではないかと思う
事務局	後の項目5で触れているが、値上がり額値下がり額が急激とならないよう激変緩和を設けたいと考えている。
委員	対象となる使用料・手数料の種類は何種類くらいか。
事務局	使用料という点で言うと、施設利用にかかるものが大半。手数料に関しては事務ごととなる。
委員	施設別に、3年ごとに見直すこととなれば事務量が膨大となるのではないか。
事務局	所管課で3年以内のサイクルの中で分散してもらうことになる。
委員	使用料原価、減価償却費、受益者負担割合について説明はされていないと思うが。
事務局	減価償却費について説明する。建物取得に対して要した費用をどこまで市民の負担に求めるか。市としては利用される方の負担に転嫁するものとして、原価の算定に含めている。そうでないところは、これを市民全体に求めている。どちらが正しいということはないが、益田市としては利用される方に求めることとしたい。
委員	受益者負担割合についてはどうか。
事務局	市場性、選択性に注目して4区分と説明した。選択性は、利用される方が任意で使うものか、それとも誰もが使うものか、市場性は民間で同じサービスがあるかないか。区分1～4で利用者負担割合を0～100で設定している。公益性が高く、他に市場サービスがない場合は利用者負担割合0%となっている。この点、同じように区分設定している自治体、もっと細かく設定している自治体とあるが、細かくすると自治体で算定しなおすときの事務負担が大きいということもあるため、ある程度シンプルにしている。

委員	使用料の説明がここまでということによいか。
事務局	そのとおり。
委員	市場性高い、低いはどう判断するか。
事務局	民間で同じサービスがあるもの、例えば市営住宅は民間での不動産サービスとして賃貸があるため、市場価格をある程度参考にすべき。公共がやっているから利用者負担割合が低くてよいとはならない。市場の圧迫にならないように、市場サービスとの均衡性という点で考慮が必要となる。この場合、「市場性が高い」という。
委員	民間と行政に競争が生じるものが「市場性が高い」という考えか。
事務局	そのとおり。
委員	選択性とはどういうものか。
事務局	道路、公園、図書館のように広く一般の方、誰もが使うもの、これは「選択性が低い」となる。一方、体育館、学習センターなど使う方が限られるものは誰でも使うものではない、使う人は使うが、使わない人は使わないということで「選択性が高い」としている。例えば体育館は運動する人は使うが使わない人は全く使わないものということで「選択性が高い」ことになる。
委員	使用料原価について、減価償却部分はゼロに近づいていくか。
事務局	定額法として、耐用年数で取得費を割りフラットにする、均等に割るという均等割りで設定をしている。
委員	税金で賄えるものが区分Ⅰとなるものと思う。この税金で賄うものとそうでないものという考え方について、線引きは誰がするのか
事務局	所管の部署が使用料を設定する際に選択するが、決めたら決めっぱなしではない。最終的な金額は条例で定めるため議会で審査を経ることになる。その際に、どの区分がふさわしいかというのは意見をいただくことになる。条例改正する場合、各委員会に付託され、審議されることになる。
委員	手数料に関してはいかがか。
事務局	個別の事務に関するものであり、必要な人件費、原価を積み上げたもので計算し、受益者負担割合を設定せず100%で計算することとしている
委員	減免の基準についてはいかがか。
事務局	使用料・手数料に分けて設定している。(1)が使用料の減免基準。事業の公共性に着目して減額免除を設定している。事業の公共性視点からの減免設定についてご意見をいただきたい。
委員	文章になっているものだけを見てもなかなか指摘しにくい。現在の減免対象になっているもの、例えば運動公園で減免されているもの、陸上競技場で減免されているもの、これらのリストがあれば判断しやすいが、これらが前提で判断すると、現在減免されているもので、この減免基準から著しく外れているものというものがあるか。
事務局	減免としてはこれから大きく外れる減免の仕方をしていないものはない。減免と年齢区分による調整は別物としている。例えば、小中学生を安く設定するものは、区分による金額設定の差別化となる。ここでいう減免は、利用目的がこういうものなので、本来ならこれだけいただくが、半分にするというもの。例えばこの表で考えると、市の施設を教育委員会が使う場合はゼロにするというのがここでの整理となる。また国・県の事業で使う場合使用料をいただかないという設定の仕方となって

	いる。
委員	施設の管理者の判断に委ねられているものがあると思われる。これは双方が容認しながら設定しているものと思うが、これらを規定どおりにすれば問題が生じるのではないか。この点は、いい意味で調整していただかないと、反発が出る可能性もある。慎重にされた方がよいと思う。
事務局	調整項目にも関わるが、現状使っている方の区分、性質に配慮しながら調整することも必要と考える。ここでは設定の際の基本的なスタンスを定めるものであるため最終的な金額はある程度施設の態様によって調整されるものと思う。
委員	調整項目があるからよいと思うが、現状がどうなっているかという点をしっかり調べておく必要がある。減額を市内に限定する点について、現状では外れていると思う。現状では市内チームと市外のチームが一緒になる場合でも全体に適用され、市内、市外で分けていないのでは。また、市民球場と匹見の野球場はルールが異なる。匹見は市内・市外関係なく、小学生料金が設定されているということか。
事務局	そうである。使用料・手数料を定めるが、さらにその施設を指定管理として別法人に管理を任せている場合、最終的な金額はその法人が市の条例の範囲内で設定することが可能となっている。管理される法人が採算のとれる範囲で、市の設定より安く設定することがあり得る。割引の範囲を広げることが可能となっている。ここはあくまでも市での設定ルールを決めることとしたい。
委員	匹見の球場は市の管轄だと思う。これが今後このルールで適用されるということか。
事務局	現段階での取り扱いは、従前指定管理者が定めた金額を市で引き継いでいる。
委員	続いて、調整項目について説明をお願いします。
事務局	調整項目として利用者区分の設定、類似サービスとの比較という項目を挙げている。個人か団体か、年齢階層、営利か非営利かで区分するというのを想定している。市民、市民以外に関しては、市外の方については、市民料金の2倍を上限として徴収することとしている。市民の税金で運営している施設であるため、そうでない方の利用については利用料上乘せとなる。ただし原価を超えては、運営に必要な経費以上を徴収することになる為、そこは上限を設定している。
委員	解釈の仕方を教えてほしい。市民、市民以外で分ける場合、大会開催の時はどうなるか。例えば大会名が「島根選手権」という県大会を「益田市体育協会」が主管として開催するときはどうなるか。
事務局	現状でも整理されているが、運動公園を大会等で利用する場合の金額設定として、観覧を有料とする場合は利用料を徴収するなど営利非営利として現状でも分けられている。大会で言うと、主催がどこか、高校生か、中学生か、大人か、それによっても設定の幅が出てくると思う。
委員	現状から極端に変更となる設定をすると、以前運動公園で使用料改定があったが、ある団体が県大会開催を引き上げて市外で開催ということがあった。大会が市外で開催されてしまう場合、市の経済活動に与える影響も大きいのではないかと懸念する。
事務局	使用料の設定で一番注意すべき点は利用される方がそこから離れないということに気にならなければならない。現状の利用に配慮しながら設定する必要がある旨、庁内の幹部会議でも意見があったところ。一律にこの金額という強行で行うのではなく、調整が必要と考える。
委員	端数処理について説明をお願いします。
事務局	端数処理について（５）本文において設定している。最終的な金額で1円単位にしないというのが大きな点。10円未満切り捨てとする。切り上げて原価を上回ら

	ないこと。利用者負担を軽減するということから10円未満切り捨てとしている。
委員	激変緩和について説明をお願いします。
事務局	激変緩和について、現行の金額に対してどの程度影響があるかにより、増額、減額それぞれ上限下限を設定している。例えば現行100円が200円となる場合、1.5倍以内の150円になるというもの。
委員	これが1.5でよいのかどうか判断はしかねる。
委員	新しい料金というのはどこで決定することになるのか。
事務局	使用料は条例で定められるため、これを変える場合は条例改正となり議会に諮る必要がある。この議会に諮るための条例の改正案は、各所管課が起案し市長に対し議会に対して議題を提出してよいか決裁を受けた上で条例案を議会に諮り、議決されて初めて変更となる。実際料金設定をしてこの金額でよいか起案をあげるのは各所管課となる。
委員	前段の調整はどこでできるのか。
委員	議会ということになれば、委員会付託で委員会議論となるが、それは議会にあげるものと同じ。
事務局	各部署から決裁があがる合間で、行革推進室へも合議がまわってくるため、このルールが踏まえられているか確認する。
委員	見直し前の使用料と出来上がりが逆転するものが出てくる。例えば2,000円のものだと現行料金の1.3倍となるため2,600円となるが、2,100円のものだと2,520円となる。10,000円となると影響が大きいものと思う。その辺りは細かく見ていかないとおかしなことにならないのではないか。減額の方も同様なことが起こり得るのではないかと。よく見てほしい。
委員	急激な変動がないことを願いたい。
委員	料金設定と併せて利用基準も見直す必要がある。例えば本庁舎前にある防災公園について、自治会が利用申請した際に目的外使用となるため許可が下りなかった。防災目的でない場合は使えないというのは、基準の設定の仕方としてどうか。行革では出てこない。それは都市計画に基づくものであるためである。市民がいかに利用しやすい施設とするか、見直さなければほとんど市民が使えないことになってしまう。一定の基準があるのはやむを得ないが、料金と併せて利用基準の見直しも行ってほしい。
委員	使用料・手数料に関する点は終了したい。続いて、別記について説明をお願いします。
事務局	使用料について想定されるパターン主なものとして3つ列記している。会議室等使用、入館料、施設備品など使用する場合の算定の仕方を例として挙げているものとなる。
(2) 益田市第三セクター取扱方針(案)について【資料3-1、資料3-2】	
事務局	第2章から入る。第1章は策定に至る経緯のため割愛し、第2章から入る。第三セクター取扱いの基本方針について、財政的な自立を助長していく、経営に関して直接的に関与しないという点、これでよいかご意見をいただきたい。
委員	市の関与について、1と2についてご意見があるか。
委員	これまでと特に変わった点がどこか。 また、今日まで第三セクターの厳しい状況において、この点を押さえておきたい

	という点、具体化されていれば説明をお願いしたい。
事務局	2の(1)「また、」の部分からが重要。損失補償、債務保証、貸付、増資等、これらを原則として行わないという点が重要と考える。一方で、地域経済への影響が大きい点は、イレギュラーな対応が必要かとも考えるが、基本的には行わないということを方針に明言することが重要だと考えている。
委員	「やむを得ずこれらの財政負担を行う場合にあっては、地域経済に与える影響の範囲、その深刻さの度合いを慎重に検討して、真に必要と認められる場合及び範囲に限り行うものとする」とあるが、この決定のプロセスはどのように考えるか。
事務局	第三セクターに対する新たな財政負担を行う場合は、予算上の取扱いとなる為、補正を伴うなどの場合は議会を経ることになる。
委員	時間がかかるものと思うが、手遅れにならないように対応していただきたい。
事務局	債務保証については、地方自治法において禁止事項になっている。法的に禁止されているものであるため、ここに列記することでできるかのような期待感を持たせてもいけないので削除させていただいてもよいか。
委員	また～の部分について、財政的自立の助長、自立して下さいというもの、これまでも段階的に縮減するという取扱いであったか。
事務局	運営費補助は基本的に行わないが、万一行うことがあった場合でも計画的に縮減していくよう考えなければならないとしている。
委員	役員就任は行わないとあるが、現行の第三セクターについて役員就任あるか。
事務局	現状ある。原則としてあくまで法人自主経営を助長するというスタンスにしている。
委員	今後方針策定されたら現役員は降りられるということか。
事務局	経営再建のために就任しているものであるため、これをもって降りるということはない。これはあくまでも基本スタンスとして就任しないことを示している。
委員	市の関与の基本3、4について説明をお願いします。
事務局	経営状況が悪化した場合、廃止することを強めに考えていくということを明言している。仮に廃止となった場合でも新たな負担は原則行わないということにしている。
委員	3・4に関してご意見ないため、続いて、検証の視点について説明をお願いします。
事務局	第2章3、検証の視点について廃止や指導に至る際の判断基準を4点掲げている。必要性、公益性、採算性、運営の自立性の視点で検証を進めていくことを明記している。
委員	検証の視点については、こういう項目で検証するということでよいか。
事務局	4の方向性の判断の類型について、はっきり、どういう取扱いをするか6つのパターンに分けている。現状維持、経営健全化に向けた指導を行うのか、事業部門縮小、赤字部門廃止などに向けて始動するのか、民営化・自立化を検討するのか、他のセクターとの統合を検討するのか、廃止するのか、6パターンを明言している。それぞれ、この場合はこう判断するというものを文章で述べているもの。
委員	この点良いか。無いようなので続いて第3章について説明をお願いします。
事務局	経営状況の検証の手順について。ここからが実際に第三セクターの経営状況を検証する際の手順ということになる。検証の視点について、先ほど説明した必要性、公益性、採算性、運営の自立性というこれらの判断基準を掲げている。事業の必要

	<p>性については、事業がすでに目的を達成して、今後実施する必要がなくなっていないか、事業を実施する目的が社会情勢に合っていないということはないか、第三セクターでやっていく必要があるか、民間でできる場所はないか、公益性は市の施策や社会の要請に合致しているか。運営の自立性に関して、これは採算性とも関わるが、市の委託、補助などに寄りかかっていないか、法人自らが経営改善に向けて努力しているか見ることにしている。運営の自立性の4点目に挙げているが、他自治体でもよくあるように、第三セクターが融資を受ける際に市が面倒みてくれるという市の信用度に依存した資金調達を受けていないかを慎重に見ていく必要がある。これらを判断項目として明言することとしている。</p>
委員	<p>採算性などの判断は、決算年度に見るのか、それともモニタリングとして定期的に見ていくのか。第三セクターも市民サービスとして一生懸命されているし、取引先業者も市のバックアップがあるからと信用して無理して続けるケースもあり、実際手遅れになったとき、その一般債権者である取引業者にロスがあってもそれは負担できないとなったとしてもそれは困る。経営には関与しないとあるが、検証という意味ではしっかりルールを決めて関与していただいた方がよい。</p>
委員	<p>その他ご意見ないようであれば次に進める。</p>
事務局	<p>庁内体制と判断手順について。第3章3～5。先程委員からご指摘いただいた点になるが、どのようなサイクル、スパンで経営等の検証をしていくかという点。現状維持以外のものは各法人についてどう関わるか、検証するか、所管部署において経営健全化計画を立てることにしている。これに沿って何カ月おきに経営状況を確認することをルール化している。計画に沿って検証されているか見る組織として庁内に第三セクター検討委員会を設置するというもの。副市長以下各部長級と政策企画課長、行革推進室長をメンバーとするが、各施設を所管する課から検証結果をデータとして報告を挙げてもらい、それをチェックする組織となる。これを中核として各施設の経営状況を定期的に報告してもらい、判断基準により指導することとしている。所管課に任せきりでなく、副市長以下部長級で組織する委員会で指導を強化するというもの。</p>
委員	<p>この件に関してご意見は。</p>
委員	<p>方向性判断のための体制というのは担当分けしているのか。</p>
事務局	<p>担当分けはしていないが、各課の判断を覆すことも想定されるため、体制としては部長級を設定している。委員会が行うのは、判断基準に沿って、こう判断すべきであろうという評価を行うもの。これを市長に報告し、それを市長からトップダウンとして各課に下ろすことになる。「市長は委員会からの報告を踏まえて第三セクターの方向性の判断を行うものとする」とあるとおり、最終判断は市長が行うことになる。</p>
委員	<p>第三セクターの経営状況を詳しくは知らないが、これまでと同じやり方ではダメだが、それを変えられるのか。</p>
事務局	<p>第三セクターを同じ視点で評価し、同じ視点で判断する体制がこれまではなかった。それぞれの経営状況の報告や体制状況等変動があった際、個別に報告を受けてきた。これを改め、組織的に情報を据えて組織的に判断するというもの。</p>
委員	<p>これが利益を生むということか。</p>
事務局	<p>大きな負債を抱えての廃止とならないよう、早い段階での判断を可能とするための組織体制となる。</p>
委員	<p>もしこの方法がうまくいかない場合は、すぐにやり方を変えてほしいと強く要望する。もう1年様子を見ようという話ではない。</p>

委員	第三セクターであった(株)ひきみについて最大の要因は人口減少が関係しているか。
事務局	入浴が赤字を抱えておりこれを補うのが宿泊だった。これがうまく機能しなくなり赤字幅が大きくなったもの。
委員	何か奇抜なアイデアがない限り変えられないのではないか。出雲では温泉の水を売るなど工夫しているがそのようなことでもない限り難しいのではないか。六日市温泉は位置的には広島に近いが再開したのか。
事務局	再開している。匹見峡温泉については、第三セクターとは切り離し、新たな指定管理者を公募している。これまで2回公募を実施し不調だったが、現在3回目の公募をしている。第三セクターとは別問題として考えている。
委員	1からスタートということか。運営か買い取りかそこはどうか。
事務局	将来的にはどうかわからないが、現状としては指定管理者として運営できる法人を公募している状況。
委員	これまでと違う方法が必要だと思う。
委員	今後課題ということで、続いて第4章について説明をお願いします。
事務局	第三セクターに求められる自主的な取組みについて述べている。この方針を定める理由として、市としてこの方針で接していくということを公にすることで、法人側にも緊張感を持っていただくことが目的。いざという時の財政的な援助はできないということを明言している。業務効率化、経営責任の明確化として、第三セクターで施設を経営能力という点に着目して取り組んでいただくというもの。 積極的な情報公開として、第三セクターの経営状況について年に1回議会に報告をしているが、民間でもそうだが、民間企業は自らの経営状況を公表している。第三セクター本体としても同様に自らの公表に務めてほしいというもの。この点についてご意見をいただきたい。
委員	これら4つは第三セクターに限らず当たり前のことだろうと思う。
事務局	一つの牽制として改めて明確にするもの。
委員	もう少し付け加えなければ乗り越えられない、難しいのではないかと思うが。
委員	内容について付け加えるということではないが、第三セクターの自主的な取組みの項目はほぼ網羅していると思うが、一つの基準として規制するのか、単なる要望なのか。判断するとき、第4章について、これらの項目がきちんとされているか見るといことになるのか。「自主的」とされているためあいまいになるのではないか。これまで記載されていないことを改めて記載することで第三セクターに対するランクが上がったものとは思いますが、「自主的」という言い方では、数値基準もないものであり、これに沿わなくてもいいと解釈され、強制力がないのでは。その点を示してほしい。これまで書かれている事項を再度書いているようにも思う。
事務局	益田市は株主でもあり、株主として求めていく部分になる。という点で言うと、冒頭の文章を修正してもよいかとも考える。
委員	自主的という言葉の解釈は、人に言われてやることではない、当たり前やるべきことという意味。
委員	具体的に4点あげているが、管理的要素が強いと感じる。顧客の満足度の向上や質の高いサービス提供を求めるとい、前に向いていくものが必要、そのような言葉があってもよいのではないか。
委員	続いて、第5章について説明をお願いします。

事務局	第三セクターの新規設立について、市のスタンスを述べたもの。自治体によっては原則新設しないと明言しているところもある。本市では、中山間地を多く抱える自治体でもあり、場合によっては設立が求められることもあるかもしれないため、「設立しない」とまでは明言しないが、設立をする場合は、事前の計画性などしっかりと検証したうえで判断する、またこのような場合は廃止するという旨掲げている。
委員	会社というものは生き物、なまものだと思うが、これを四角四面に取り扱いを決めていくことが果たしてできるかを感じる。信頼関係の上で進んでいる。その点が出てこないため不安を感じる面もあるがこれは意見として述べておきたい。
事務局	残る議題3の行財政改革実施計画改訂案を審議いただきたいところだが、現時点で予定時刻を30分程度遅れている状況。この後の審議が少なくとも30分はかかるため、終了予定時刻の17時を過ぎることになる。このまま審議を続けてよいか、後日改めて審議会を開催するかどちらがよろしいか伺いたい。
委員	続けてよい。
委員	予定があるため、都合が悪い。
事務局	1名退席されると必要定数を満たさないため、後日審議とさせていただきたい。日程調整は改めてご連絡する。また、本日も審議いただいた二点については、次回審議会において答申(案)として提示させていただく。

以上